

京都市交通局管理規程第13号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設課」を「技術監理課」に改める。

第3条第2項の表を次のように改める。

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長
	企画課	管理係長 調査係長 事業企画係長 広告係長 営業企画係長
	職員課	労務給与係長 人事係長 福利厚生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長
自動車部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運輸係長 安全運行推進係長 事故対策係長 事業係長 路線計画係長
	技術課	車両係長
高速鉄道部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運輸係長 運転指令区長
	技術監理課	監理係長 施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 竹田保線区長 醍醐保線区長

	高速車両課	車両係長
	電気課	電力係長 信号保安係長 情報通信係長 姉小路電力区長 醍醐電力区長 姉小路電気区長 醍醐電気区長

第8条総務課の項中第16号を削り，第15号を第16号とし，第14号を第15号とし，第13号の次に次の1号を加える。

(14) 定期監査（工事）に関すること。

同条企画課の項を次のように改める。

(1) 経営健全化計画の実施状況の総括に関すること。

(2) 事務事業の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 交通行政に係る連絡及び調整に関すること。ただし，他の部の所管に関するものを除く。

(4) 公営交通の在り方に関すること。

(5) 経営分析に関すること。

(6) 運賃制度に関すること。

(7) お客様ニーズの把握及び分析に関すること。

(8) 旅客の流動状況の調査及び分析に関すること。

(9) 運輸及び運送収入の調定に関すること。

(10) 案内所の運営に関すること。

(11) 定期券発売所業務に関すること。

(12) 定期券発売学校の指定に関すること。

(13) 乗車券の調製，出納及び保管に関すること。

(14) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関すること。

(15) 事業統計の統括に関すること。

- (16) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関すること。
- (17) ICカード導入推進の総括に関すること。
- (18) スルッと KANSAI 協議会との連絡及び調整に関すること。ただし、他の部の所管に関するものを除く。
- (19) 広告の取扱いに関すること。
- (20) 駅ナカビジネスに関すること。

同条財務課の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条営業課の項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 7 号とし、第 11 号中「調製、出納及び」を削り、同号を第 8 号とし、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号を第 10 号とし、第 14 号を 11 号とする。

同条技術課の項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

- (8) 乗合自動車の広告付きバス停上屋に関すること。
- (9) 乗合自動車の広告付きバス停上屋に係る申請等に関すること。

第 10 条営業課の項中第 13 号及び第 14 号を削り、第 15 号を第 13 号とし、第 16 号から第 22 号までを削り、第 23 号を第 14 号とする。

同条施設課の項を技術監理課の項とし、同項中第 7 号を第 13 号とし、第 6 号中「上屋を含む。」の右に「ただし、広告付きバス停上屋を除く。」を加え、同号を同項第 12 号とする。

同項中第 5 号を第 11 号とし、第 1 号から第 4 号までを 6 号ずつ繰り下げ、第 1 号から第 6 号までとして、次の 6 号を加える。

- (1) 高速鉄道事業に係る保守管理部門全般に関すること。
- (2) 高速鉄道の免許に関すること。
- (3) 高速鉄道に関する調査及び研究に関すること。

- (4) 高速鉄道に係る技術事務の統括に関すること。
- (5) 高速鉄道事業に係る鉄道施設変更認可，道路下敷設許可及び道路占有許可に関すること。
- (6) 工事及び開業に係る監査等の統括に関すること。

附 則

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)